

## IPSS Working Paper Series

No.49

都道府県における移住・定住促進施策の実施状況  
An Examination of Prefectural Policies to Promote Immigration and Settlement

久井情在  
Seia HISAI

2021年4月



〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階

<http://www.ipss.go.jp>

本ワーキング・ペーパーの内容は全て執筆者の  
個人的見解であり、国立社会保障・人口問題研  
究所の見解を示すものではありません。

都道府県における移住・定住促進施策の実施状況<sup>1)</sup>

久井 情在

(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部)

## 1. はじめに

地方移住への関心の高まり、国による「地方創生」政策、実際の人口減少を受けて、各地方自治体は他地域から人口、特に若者や子育て世帯を呼び込み、地域に定住させようとする様々な施策を実施している。こうした移住・定住促進施策への注目は、地方創生の具体策を検討する上で重要であるとともに、Tiebout (1956) による「足による投票」仮説の検証など、学術的な意義も大きいと考えられる。

市町村の移住・定住促進施策に関する先行研究に、総務省による『「田園回帰」に関する調査研究報告書』(総務省 2018) がある。この研究では、全 817 の過疎関係市町村に移住・定住促進施策の実施の有無を問うており、過疎関係市町村の 85%以上が移住相談窓口を設置し、7割以上が移住・定住フェアへの出展・開催や空き家バンクに取り組んでいることなどを明らかにしている。また、総括および今後の課題として、「自治体の取組という観点からは、市町村だけでなく都道府県の姿勢も問われている」(p. 27) と述べている。

都道府県と市町村では、移住・定住促進施策の具体的なメニューやその比重が異なる可能性があり、また両者で何らかの役割分担がなされていることも考えられる。たとえば、移住者の住まいの確保や子育て支援に関する施策については、市町村の役割が大きいと思われるが、大都市圏など遠方の人々に広く情報発信して移住を呼びかけるような場合には、都道府県の役割が重要になると考えられる。なぜなら一般的に都道府県の方が知名度に優れ、また対外活動に予算や職員を動員しやすいからである。しかし、都道府県で実際にどのような取組がなされているのかについての全体像を示すような研究は管見の限り行われていない。

そこで本稿では、都道府県が現在実施している移住・定住促進施策について明らかにすることを目的に、全都道府県を対象に行った質問紙調査「都道府県の移住・定住促進施策に関する調査」の集計結果を示す。続く第2節で調査方法、第3節で集計結果を説明し、第4節では結果をまとめ考察を加える。

## 2. 調査方法

「都道府県の移住・定住促進施策に関する調査」は、2021年1月に、全都道府県の移住・定住促進担当部署を対象に実施した(一部の都道府県は2月に回答)。ただし、東京都には該当する部署が存在しなかったため、地域振興担当部署に回答を依頼した。調査方法は、ウ

---

<sup>1)</sup> 本研究は、科研費(一般・基盤研究(B))「ローカルガバナンスにおける地域とは何か?地方自治の課題に応える地理的枠組みの探求(研究代表者:佐藤正志)」(課題番号:20H01393)による助成を受けた。

表1 総務省（2018）で提示された移住・定住促進施策の一覧

大分類	中分類	移住・定住促進施策
総合	移住や移住後の暮らしに関する総合的な相談窓口	移住相談窓口の設置
		移住相談員、定住コーディネーターの設置
		移住相談、支援等を行っているNPO法人等の支援
	移住先の地域や暮らしに関する情報の提供	個別相談会の実施
		ポータルサイト(移住・定住専用サイト)の開設
		SNS、メールマガジン等の活用
専用のパンフレット、ガイドブック等の配布		
	移住・定住フェアへの出展、開催	
移住・体験	「お試し居住」などの一時的な移住体験	地域内での移住体験の実施
		地域内の見学ツアーの開催
住まい・暮らし	空き家情報の提供や、斡旋、紹介	空き家の斡旋
		空き家バンク制度
	公的賃貸住宅の優先的な斡旋	定住促進住宅の斡旋
		公営住宅の斡旋
	移住後の暮らしに対する支援	住宅の建築・改築(リフォーム)、購入に対する助成
		空き家改修経費の助成
		転入者に対する家賃補助
		転入者に対する定住奨励金の支給
	引越し費用の補助	
仕事	移住後の仕事(働き口)の紹介	就職支援窓口の設置
		インターネットによる就職情報の提供
	農林水産業の就業体験や研修	農林水産業等の体験の機会の提供
		農林水産業等の技術習得に関する機会の提供・補助金
	農林水産業への就業支援	就農者等に対する給付金・生活費支援
		受入農家等とのマッチング支援
		土地・農機具・施設等の費用に関する補助
	起業・創業の支援	起業・創業に対する金融支援・補助金(税の減免を含む)
		事業所賃料の助成
		起業・創業に関するセミナー等の機会の提供
技術研修生・インターン等に対する奨学金		
子育て・医療	出産・子育てに係る費用の支援	出産・検診費用の助成
		子どもの医療費助成
		ひとり親世帯の医療費助成
		出産祝い金の支給
教育	教育に係る支援	奨学金の貸与、返済補助
		保育料(保育園、幼稚園)の軽減、免除
		小中学校の給食費の軽減、免除
		子育て支援センター、学童保育等の設置
高齢・福祉	高齢者・福祉に係る支援	高齢者に対する交通費(バス、タクシー料金等)の助成
		長寿祝い金の支給
		障害者に対する交通費(バス、タクシー料金等)の助成
		心身障害者医療費助成制度
関係人口	地域住民とのつながりづくり	菜園・田畑等の貸付(滞在型市民農園(クラインガルテン)を含む)
		グリーン・ツーリズム(農家民泊を含む)の支援
		県(都道府)外住民との交流イベントの開催
		ワーキングホリデーを行う企業への支援

出典：総務省（2018）『「田園回帰」に関する調査研究報告書』p.23、表14、一部抜粋。

ウェブ上に構築した調査票に記入してもらった形としたが、要望のあった一部の都道府県については、電子メールで調査票を送受した。47 都道府県のうち 44 都道府県から回答があり、有効回収率は 93.6%となる。

本調査では、移住・定住促進施策として考えられるものを 47 項目挙げ、そのそれぞれについて、「全県（都道府）的施策として取り組んでいる」、「県（都道府）内の一部地域を対象とする施策として取り組んでいる」、「市町村の施策を補助している」、「県（都道府）としては取り組んでいない」の 4 つの選択肢から該当するものをすべて選ぶ形とした。これらのいずれにも該当しない場合は、「その他」とし、具体的な内容を記入してもらっている。

この 47 の移住・定住促進施策は、総務省（2018）が過疎関係市町村の移住・定住促進施策を調査するのに用いた施策のリスト（表 1）に倣ったものである<sup>2)</sup>。これにより、総務省（2018）による市町村の結果と、本調査による都道府県の結果の比較が可能になる。ただし、総務省（2018）ではそれぞれの実施の有無を尋ねるだけであったが、本研究では 4 つの選択肢と「その他」を設けた。これは、都道府県には市町村と異なり、下位の自治体、すなわち市町村を包摂する広域的自治体としての役割が求められていることを考慮したためである。たとえば、都道府県内に人口増加地域と減少地域が存在し、両者の格差の是正が政策課題とみなされている場合には、人口の減少する一部地域のみを移住・定住促進施策の対象とすることもあり得る。また、ある施策を都道府県自体では実施していなくとも、実施する市町村に補助金を出すケースも考えられる。単に施策の有無を尋ねるだけでは、こうした違いを捉えられないため、本調査では 4 つの選択肢を用意し、それでも回答の判断に迷うケースがあることを考慮して「その他」を設けることとした。

### 3. 結果

図 1～7 に、「都道府県の移住・定住促進施策に関する調査」の集計結果を示す（巻末の表 2-1、2-2 に元データを掲載）。

回答を精査したところ、「その他」の自由記入欄に「移住・定住促進担当としては把握していない」やそれに類する記述が多くみられたため<sup>3)</sup>、これらを「その他」から独立した 1

<sup>2)</sup> 総務省（2018）の施策リストは表 1 に示したように、「大分類」、「中分類」と区別がなされているが、本調査では調査票のレイアウトの関係でこのような形式が困難であった。そのため、一部の施策名に大分類または中分類の情報を織り込む必要があり、その部分については表現を修正している。

<sup>3)</sup> これは偶然ではなく、各都道府県に配布した調査の説明文において、「その他」の自由記入の例として「移住・定住促進担当としては把握していない」「移住・定住促進施策に位置づけていない」を挙げたことによる。これは、本調査の施策リストの中に、出産・子育て支援、教育、福祉など、もともと移住・定住促進施策ではない独立した領域の施策が含まれているためである。都道府県におけるこうした施策は、面積の小さい市町村の場合と比べて移住・定住促進の効果が弱いと考えられ、また組織が大きい分、縦割りの論理が強く働くことから、移住・定住促進施策とみなされず、担当者が把握していない可能性がある。「その他」の記入例は、こうした場合に他部署に照会してまでの回答は求めないことを示す意味で記載したものである。

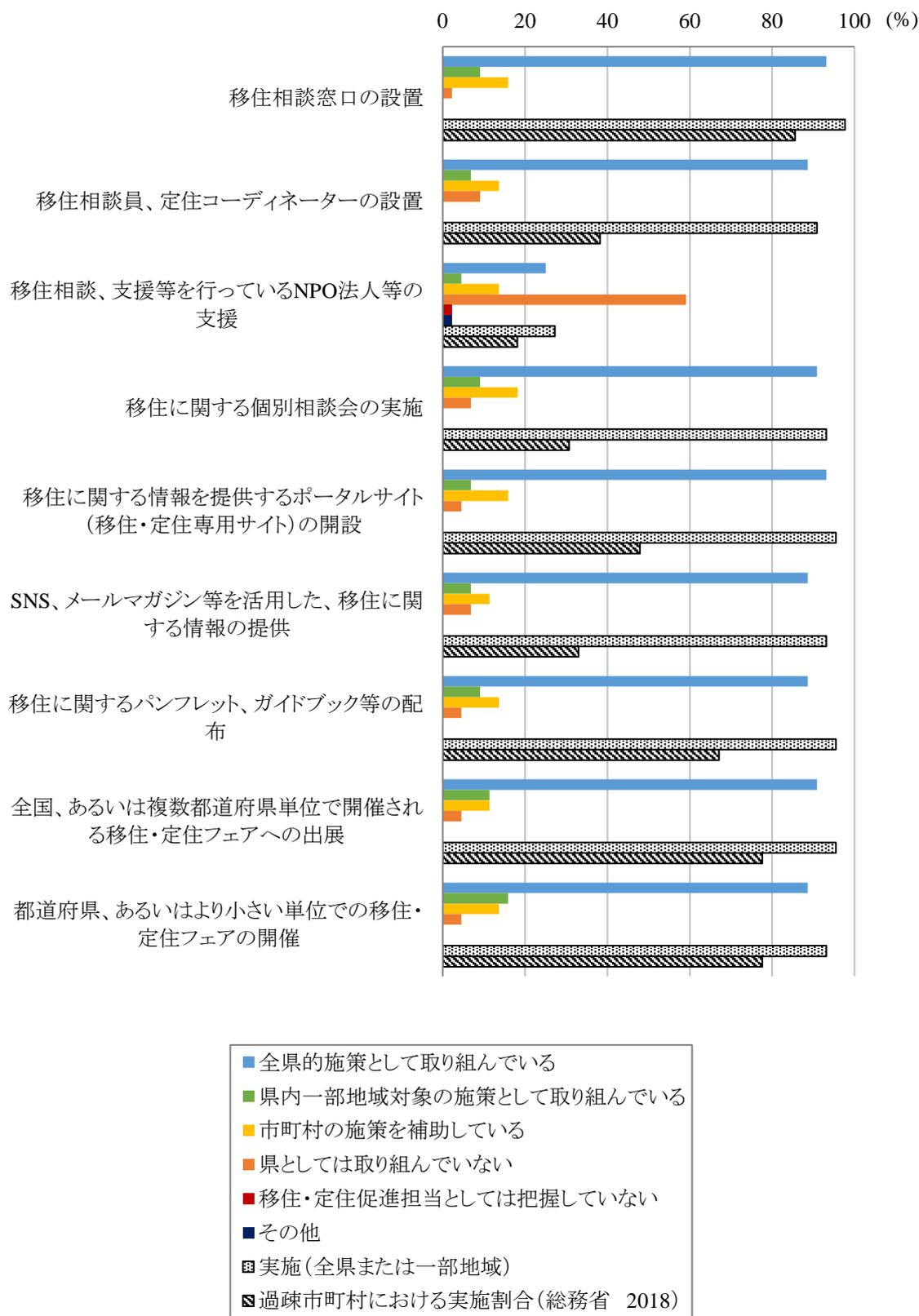


図1 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（総合的施策）

つの回答類型とみなして集計した。したがって図1～7は、各施策について、「全県（都道府）的施策として取り組んでいる」、「県（都道府）内の一部地域を対象とする施策として取り組んでいる」、「市町村の施策を補助している」、「県（都道府）としては取り組んでいない」、「移住・定住促進担当としては把握していない」、「その他」のそれぞれを選んだ都道府県の割合を示したものとなる<sup>4)</sup>。あわせて、総務省（2018）が調査した過疎市町村における実施割合を示し、本調査と比較できるようにしている。ただし、総務省（2018）が単純に実施の有無を尋ねたのに対し、本調査では5つ（「その他」と「移住・定住促進担当としては把握していない」を分けると6つ）の項目から複数回答可で選ぶ形となっているため、直接比べることができない。そのためここでは、「全県（都道府）的施策として取り組んでいる」と「県（都道府）内の一部地域を対象とする施策として取り組んでいる」のいずれかを選んだ場合に「実施」とみなせると判断し、その都道府県の割合を、「実施（全県または一部地域）」として別途掲載した。

まずは移住・定住促進のための情報発信や相談対応といった総合的な施策（図1）についてみると、「移住相談、支援等を行っているNPO法人等の支援」を除くすべての施策で、「全県的施策として取り組んでいる」都道府県が8割を超え、全県・一部地域を問わず実施している場合では9割を超えていることがわかる。このうち、「移住相談窓口の設置」や「パンフレット、ガイドブック等の配布」「移住・定住フェアへの出典、開催」は、過疎市町村でも大半が実施しているが、「移住相談員、定住コーディネーターの設置」や「個別相談会の実施」「ポータルサイトの開設」「SNS、メールマガジン」については、過疎市町村の過半数で実施していない。前者に比べて後者の施策は、職員による専門的・継続的な関わりが必要のため、市町村の中には人的余力がなく実施が困難なところがあり、都道府県が補完的な役割を果たしていると考えられる。

なお、本調査では、総務省（2018）の調査で「移住・定住フェアへの出典、開催」としていたものを、「全国、あるいは複数都道府県単位で開催される移住・定住フェアへの出展」と「都道府県、あるいはより小さい単位での移住・定住フェアへの開催」の2つの施策に分けて尋ねている。その理由は、総務省（2018）が調査対象とした過疎関係市町村の場合、市町村自体が移住・定住フェアを主催することはあまりなく、都道府県あるいは全国レベルの団体が主催するイベントに出展する形が一般的だと思われるが、都道府県の場合は、全国的イベントに出展するだけでなく、自らが主催者となることも珍しくないと考えられるためである。このように分けることで、移住・定住フェア開催に積極的な都道府県と、主催まではしない消極的な都道府県が明確になることが期待されたが、両者の数値に顕著な差はみられなかった。

次に、移住体験に関する施策（図2）をみると、「お試し居住」を実施する過疎関係市町村が半数を超え、都道府県の3分の1で市町村への補助がなされているが、都道府県が直接

<sup>4)</sup> 「その他」が選ばれていても、自由記述の内容から判断して他の選択肢に振り替えて集計したものがある。

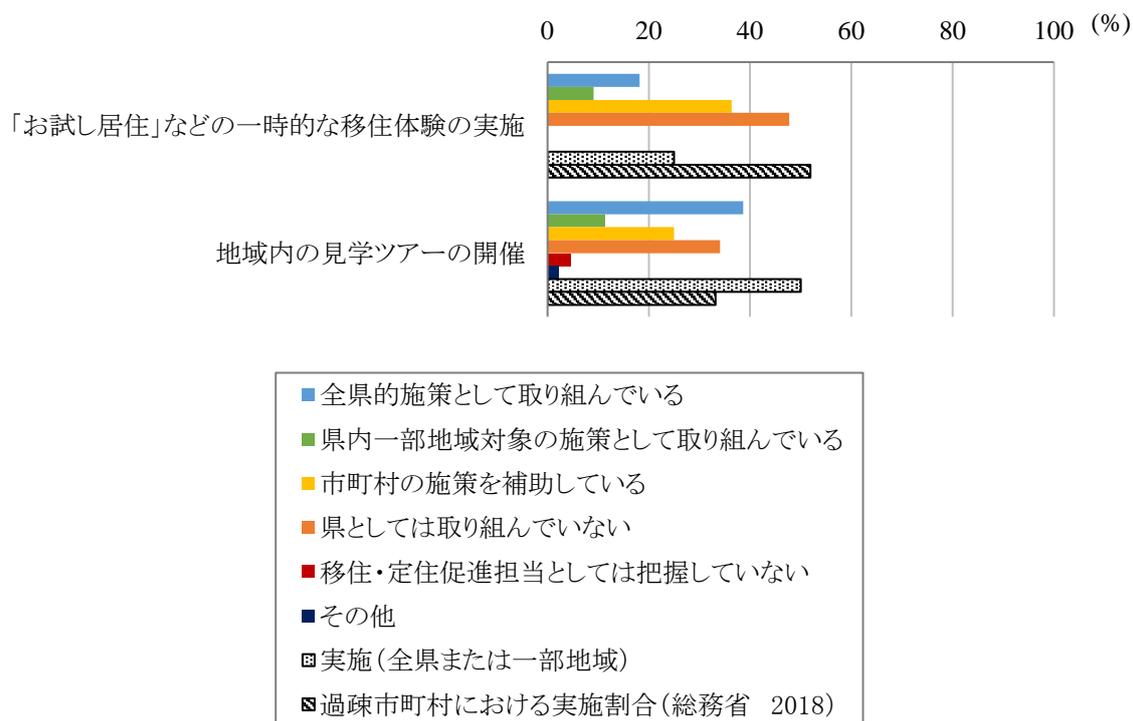


図2 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合 (移住・体験)

実施するケースは少ない。一方、「見学ツアー」については、市町村に比べて都道府県での実施割合が高くなっている。前者は市町村中心、後者は都道府県中心に行われているといえる。

住まい・暮らし関連の施策(図3)をみると、すべてにおいて「県としては取り組んでいない」の割合が最も大きくなっている。「空き家バンク制度」の実施割合は4割で比較的高くなっているが、8割近くに上る過疎関係市町村の実施割合に比べるとはるかに小さい。一方、住宅の建築・改築・購入や空き家改修経費への助成については、直接の実施は少ないものの、市町村の施策を補助するケースが比較的多くなっている。総じて、住まい・暮らし関連の施策は市町村が中心になっているといえる。

これとは逆に、仕事関連の施策(図4)については、都道府県が実施する傾向が強くみられる。そしてそのほとんどが一部地域でなく、全県の施策として行われている。ただし、情報提供に関する施策では都道府県と過疎関係市町村の差が大きい。金銭的な補助については両者の間にほとんど差がない。一方、「事業所賃料の助成」や「技術研修生・インターン等に対する奨学金」では都道府県の実施割合が小さくなっているが、これらは市町村の実施割合も小さいため、そもそも移住・定住促進施策として一般的でないと考えられる。

出産・子育て・教育関連施策(図5)は、総務省(2018)によると過疎関係市町村の多くで取り組まれているが、都道府県に対する今回の調査では約半数が「移住・定住促進担当としては把握していない」という答えとなった。また、その他の選択肢をみると、「市町村の

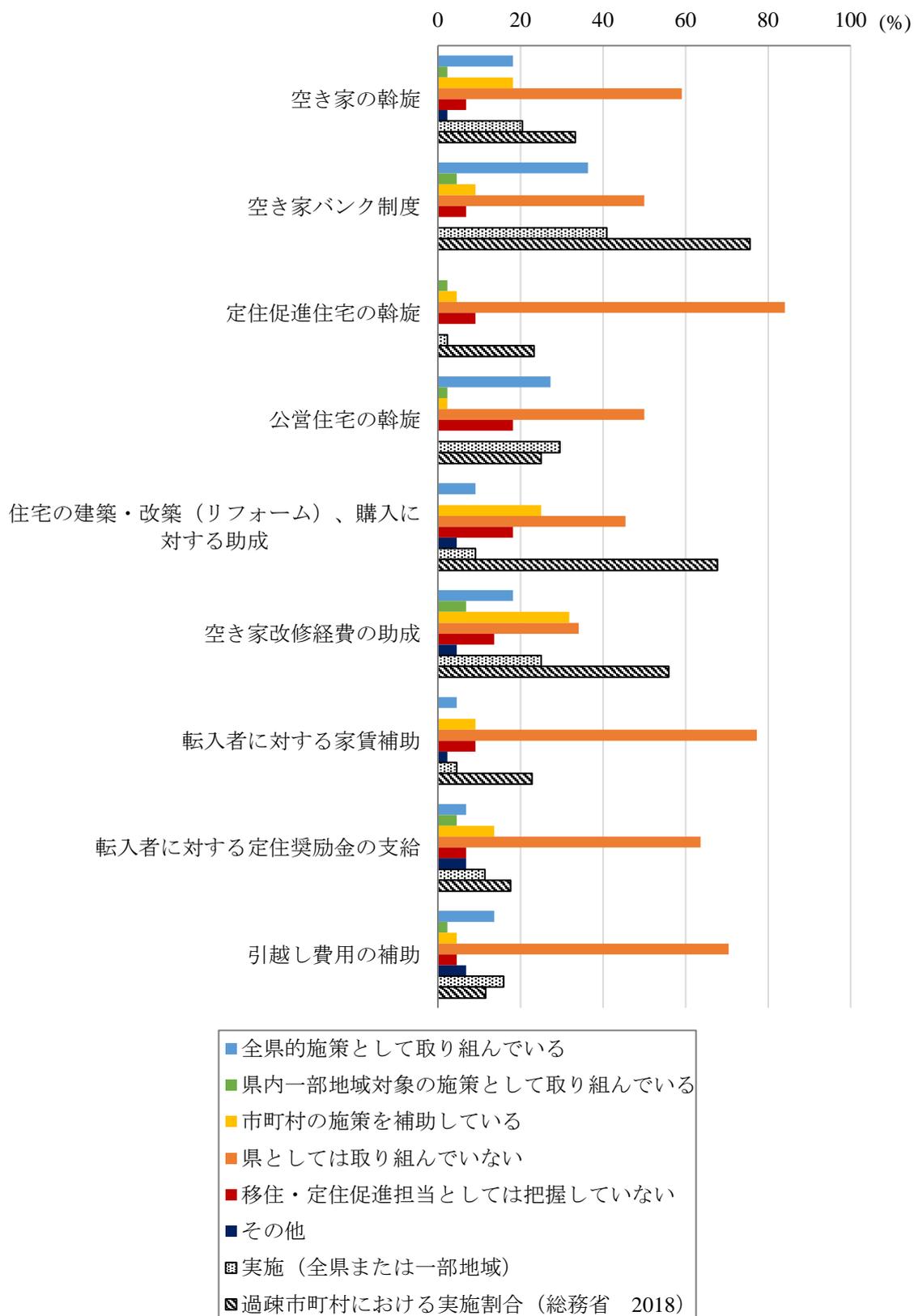


図3 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（住まい・暮らし関連）

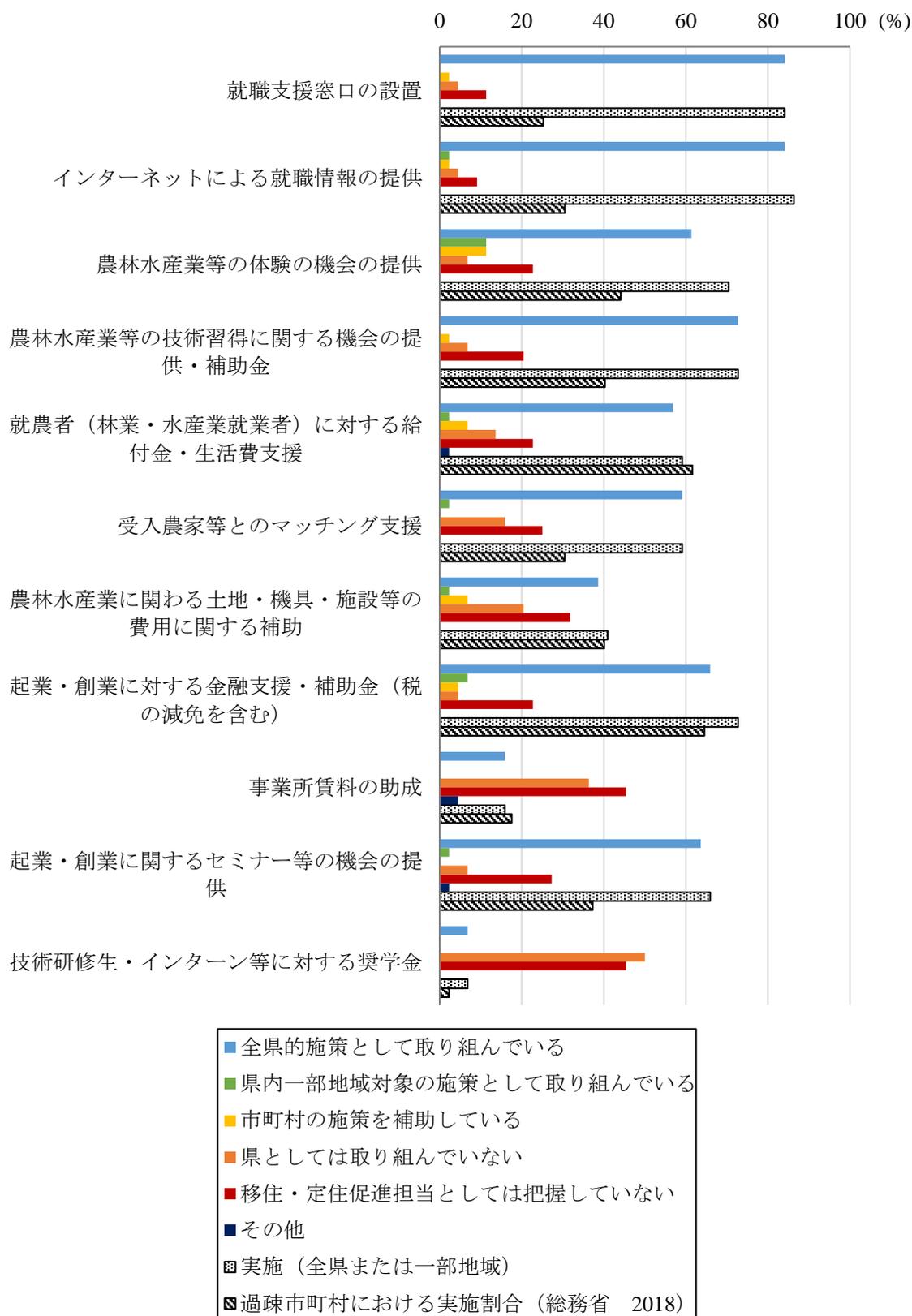


図4 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（仕事関連）

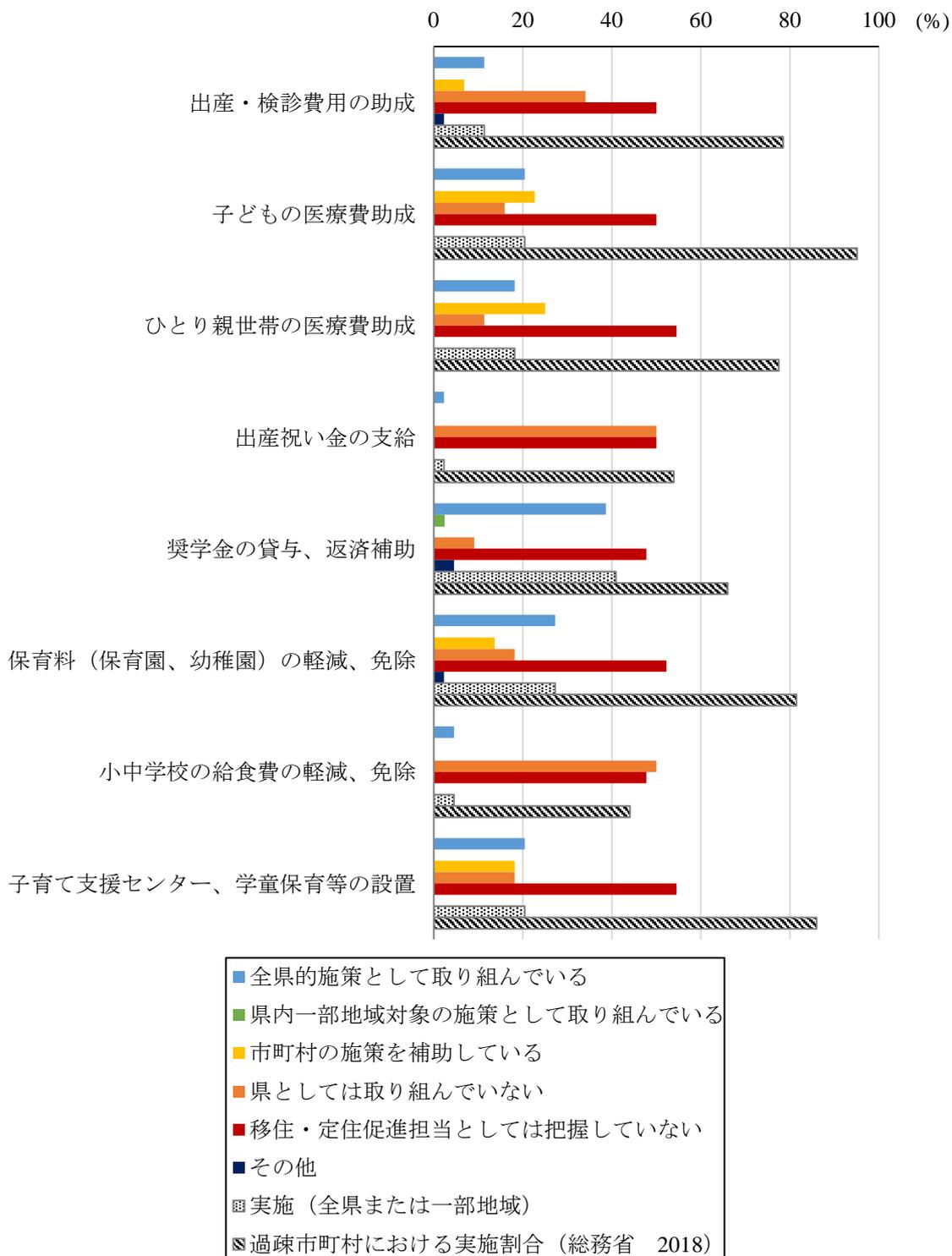


図5 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（出産・子育て・教育）

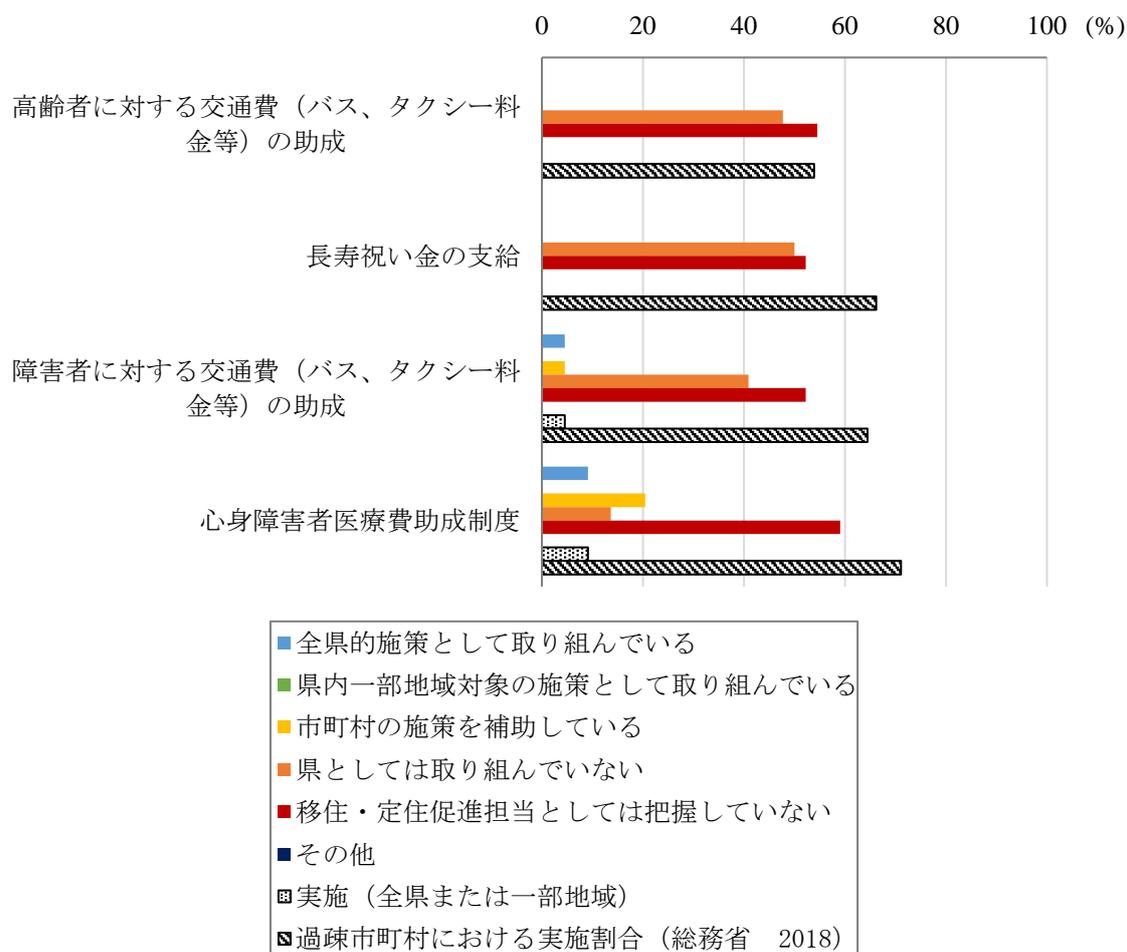


図6 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（高齢者・福祉）

施策を補助している」割合が他の施策と比べて大きくなっている。すなわち、出産・子育て・教育は都道府県にとって、移住・定住促進施策とみなされない傾向が強く、関連施策として扱われるとしても実施は市町村が中心になっているといえる。その例外が「奨学金の貸与、返済補助」であり、都道府県での実施割合が比較的大きくなっている。

高齢者・福祉施策（図6）もまた、「移住・定住促進担当としては把握していない」が半数を占めるが、他の回答が分散していた出産・子育て・教育とは異なり、「県としては取り組んでいない」で残りがほぼ占められている。ここから、ほとんどすべての都道府県で、高齢者・福祉施策が移住・定住促進施策と関連づけられていないことがわかる。

最後に、関係人口の創出に関する施策（図7）では、「グリーン・ツーリズムの支援」や「県（都道府）外住民との交流イベントの開催」を約半数の都道府県が実施しており、過疎関係市町村の実施割合よりも高くなっている。ただしグリーン・ツーリズムについては、「移住・定住促進担当としては把握していない」の割合も高い。一方、「菜園・田畑等の貸付」や「ワーキングホリデーを行う企業への支援」はほとんど実施されていない。

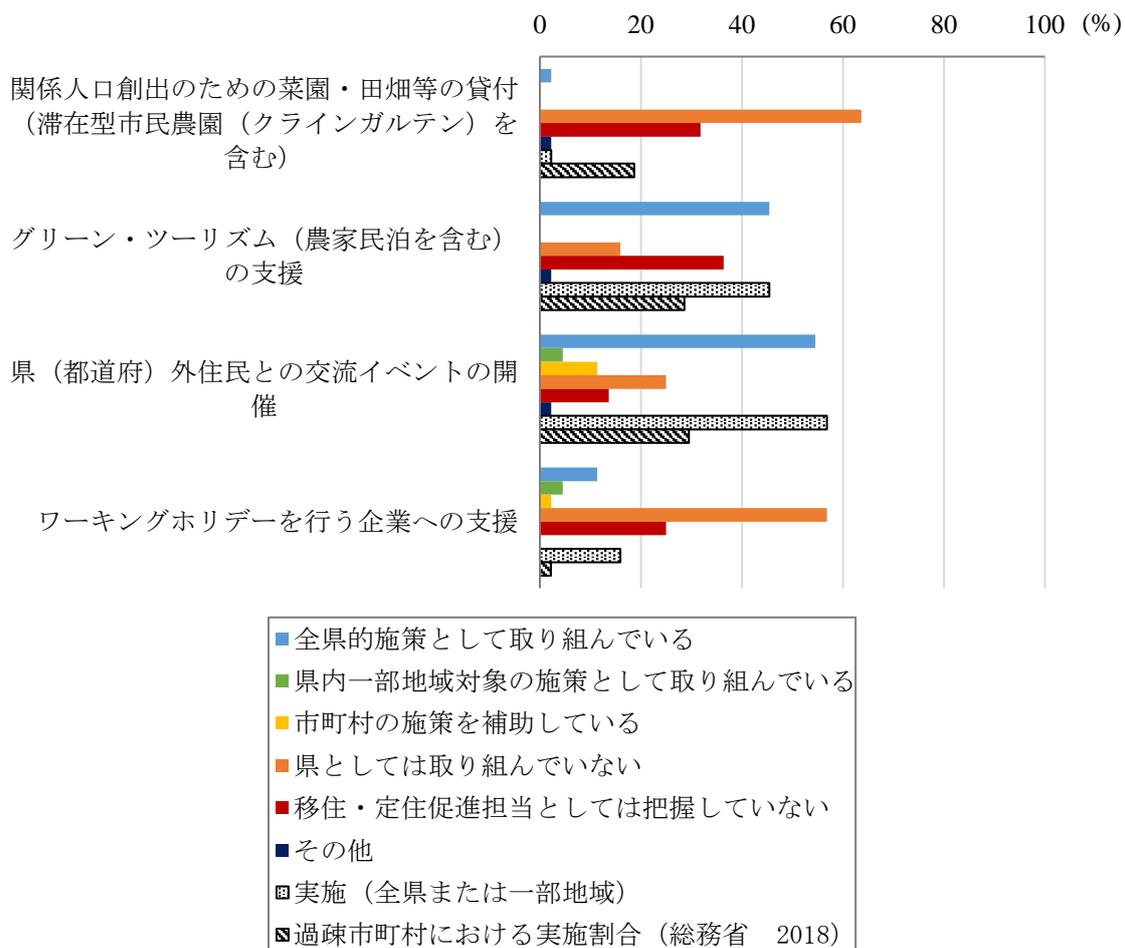


図7 移住・定住促進施策を実施する都道府県の割合（関係人口の創出）

#### 4. まとめと考察

本稿では、都道府県の実施する移住・定住促進施策について、①対象が全県（都道府）なのか一部地域なのかが判別でき、②総務省（2018）による過疎関係市町村の調査結果と比較できるような形で調査を行った。その結果、第1の点については、多くの都道府県で移住・定住促進施策の対象がその都道府県全域となっていることが明らかになった。一部地域を対象とする都道府県が比較的多い施策であっても、該当する都道府県の割合は10%程度にとどまっている。ただし、一部地域対象という体裁はとっていないとしても、実質的に一部の地域に施策の重点が置かれることもあり得るため、この数値は下限値としてみたほうがいいのかもかもしれない。たとえば、就農目的の移住を支援する施策であれば、実質的に農村地域が対象となる。また県全域が取り上げられているポータルサイトやパンフレットであっても、特定の地域に関する情報の比重が大きくなることもあり得る。

第2の点については、住まい・暮らし、出産・子育て・教育に関連する施策では市町村の実施割合が高く、仕事関連では都道府県の実施割合が高くなる傾向がみられた。このことは、

都道府県と市町村との間に、棲み分けのような形での役割分担がなされている可能性を示唆する。すなわち、移住・定住促進施策において中心的な役割を果たすのが市町村とは限らない。

なお、都道府県と市町村の実施割合の差は、高齢者・福祉施策にもみられるが、都道府県での実施がほとんどゼロとなっていることから、高齢者・福祉施策はそもそも移住・定住促進施策とみなされていない可能性が高い。こうなると、市町村においても、高齢者・福祉施策が移住・定住促進施策に位置づけられていない可能性が出てくる。総務省（2018）の調査で問われていたのは、調査者が移住・定住促進関連だと考えた施策の実施の有無であり、市町村がそれを移住・定住促進施策に位置づけているか否かではないからである。

一方、移住相談窓口の設置やポータルサイトの開設、パンフレット・ガイドブック等の配布、移住・定住フェアへの出展・開催といった総合的な移住・定住促進施策については、都道府県の実施割合が上回るものの、市町村の値も十分に高くなっている。これらの施策は分野による棲み分けでなく、都道府県と市町村の相互作用を通じて実施されている可能性が高い。

以上の結果は、具体的な移住・定住促進施策について論じる際に、市町村だけでなく都道府県にも注目する必要があることを示している。特に仕事関連では都道府県の施策がより重要となる可能性が高く、移住相談窓口やポータルサイト、パンフレット、イベントといった総合的な施策については、市町村と都道府県との相互作用にも目を向けるべきであろう。

ただし、本稿で示唆された都道府県と市町村との関係性については、参照した市町村が過疎地域のものであることに留意する必要がある。人口規模・財政規模の大きな市町村であれば、本稿で示された都道府県の役割も兼ねることができるともかもしれない。また、出産・子育て・教育・高齢者・福祉といった政策分野は、過疎地域よりも大都市圏郊外で移住・定住促進施策としての意味合いが大きくなるかもしれない。過疎地域以外の市町村における移住・定住促進施策については、別途検討する必要があると思われる。

#### 【参考文献】

総務省（2018）『「田園回帰」に関する調査研究報告書』。

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000538258.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000538258.pdf))

Tiebout, C. M. (1956) A Pure Theory of Local Expenditures, *Journal of Political Economy*, 64: 416-424.

表 2 - 1 移住・定住促進施策ごとの実施都道府県数 (n = 44)

施策	A	B	C	D	E	F	A or B
移住相談窓口の設置	41	4	7	1	0	0	43
移住相談員、定住コーディネーターの設置	39	3	6	4	0	0	40
移住相談、支援等を行っているNPO法人等の支援	11	2	6	26	1	1	12
移住に関する個別相談会の実施	40	4	8	3	0	0	41
移住に関する情報を提供するポータルサイト (移住・定住専用サイト)の開設	41	3	7	2	0	0	42
SNS、メールマガジン等を活用した、移住に関する情報の提供	39	3	5	3	0	0	41
移住に関するパンフレット、ガイドブック等の配布	39	4	6	2	0	0	42
全国、あるいは複数都道府県単位で 開催される移住・定住フェアへの出展	40	5	5	2	0	0	42
都道府県、あるいはより小さい単位での 移住・定住フェアの開催	39	7	6	2	0	0	41
「お試し居住」などの一時的な移住体験の実施	8	4	16	21	0	0	11
地域内の見学ツアーの開催	17	5	11	15	2	1	22
空き家の斡旋	8	1	8	26	3	1	9
空き家バンク制度	16	2	4	22	3	0	18
定住促進住宅の斡旋	0	1	2	37	4	0	1
公営住宅の斡旋	12	1	1	22	8	0	13
住宅の建築・改築(リフォーム)、購入に対する助成	4	0	11	20	8	2	4
空き家改修経費の助成	8	3	14	15	6	2	11
転入者に対する家賃補助	2	0	4	34	4	1	2
転入者に対する定住奨励金の支給	3	2	6	28	3	3	5
引越し費用の補助	6	1	2	31	2	3	7
就職支援窓口の設置	37	0	1	2	5	0	37
インターネットによる就職情報の提供	37	1	1	2	4	0	38
農林水産業等の体験の機会の提供	27	5	5	3	10	0	31
農林水産業等の技術習得に関する機会の提供・補助金	32	0	1	3	9	0	32
就農者(林業・水産業就業者)に対する給付金・生活費支援	25	1	3	6	10	1	26
受入農家等とのマッチング支援	26	1	0	7	11	0	26
農林水産業に関わる土地・機具・施設等の費用に関する補助	17	1	3	9	14	0	18
起業・創業に対する金融支援・補助金(税の減免を含む)	29	3	2	2	10	0	32
事業所賃料の助成	7	0	0	16	20	2	7
起業・創業に関するセミナー等の機会の提供	28	1	0	3	12	1	29
技術研修生・インターン等に対する奨学金	3	0	0	22	20	0	3

A：全県（都道府）的施策として取り組んでいる

B：県（都道府）内一部地域対象の施策として取り組んでいる

C：市町村の施策を補助している

D：県（都道府）としては取り組んでいない

E：移住・定住促進担当としては把握していない

F：その他

A or B：実施（全県または一部地域）

表 2-2 移住・定住促進施策ごとの実施都道府県数 (n = 44)

施策	A	B	C	D	E	F	A or B
出産・検診費用の助成	5	0	3	15	22	1	5
子どもの医療費助成	9	0	10	7	22	0	9
ひとり親世帯の医療費助成	8	0	11	5	24	0	8
出産祝い金の支給	1	0	0	22	22	0	1
奨学金の貸与、返済補助	17	1	0	4	21	2	18
保育料(保育園、幼稚園)の軽減、免除	12	0	6	8	23	1	12
小中学校の給食費の軽減、免除	2	0	0	22	21	0	2
子育て支援センター、学童保育等の設置	9	0	8	8	24	0	9
高齢者に対する交通費(バス、タクシー料金等)の助成	0	0	0	21	24	0	0
長寿祝い金の支給	0	0	0	22	23	0	0
障害者に対する交通費(バス、タクシー料金等)の助成	2	0	2	18	23	0	2
心身障害者医療費助成制度	4	0	9	6	26	0	4
関係人口創出のための菜園・田畑等の貸付 (滞在型市民農園(クラインガルテン)を含む)	1	0	0	28	14	1	1
グリーン・ツーリズム(農家民泊を含む)の支援	20	0	0	7	16	1	20
県(都道府)外住民との交流イベントの開催	24	2	5	11	6	1	25
ワーキングホリデーを行う企業への支援	5	2	1	25	11	0	7

A : 全県 (都道府) 的施策として取り組んでいる

B : 県 (都道府) 内一部地域対象の施策として取り組んでいる

C : 市町村の施策を補助している

D : 県 (都道府) としては取り組んでいない

E : 移住・定住促進担当としては把握していない

F : その他

A or B : 実施 (全県または一部地域)